防音区画改善工事とは

バリアフリー対応住宅と、フレックス対応住宅を対象に 行う工事です。これらの住宅の特性を生かすため、この施 策では、可能な限り家屋の外側全体の防音工事を行います。

脚隊の対象区域

入間飛行場周辺80<u>W以上の区域です。</u> (昭和54年8月31日の告示と、昭和55年9月10日の告示に より指定された区域)

対象となる住宅の条件

昭和58年12月24日現在、指定区域内に所在していて、次の項目のいずれかに該当する住宅が対象となります。

- ①これから防音工事を行う予定で、現在バリアフリー対応、 フレックス対応になっている住宅。
 - 新規工事、追加工事、一挙防音工事のいずれも可
- ②追加防音工事実施済住宅の場合は、工事完了後10年以上経過し、バリアフリー対応に改造された住宅。
- ③障害者、高齢者など、介護を必要とするかたが居住する 住宅。
- 1 バリアフリー対応住宅とは、住宅内の段差などの障害を取り除いたり、廊下に手すりなどの補助機具を設置するなど、高齢者や障害者の生活に配慮した様式の住宅です
- 2 フレックス対応住宅とは、浴室、便所、台所などを 除いた居室部分が、可動式の間仕切りにより区画され、家 族構成や生活様式の変化に伴って、部屋が自由に変えられ る様式の住宅です
 - 3 W=WECPNL (加重等価継続感覚騒音基準

問い合わせ

詳しくは東京防衛施設局事業部施設対策第三課(大宮市北袋町1-21-2 さいたま新都心合同庁舎2号館) ☎048-600-1821 か、防衛施設周辺整備協会埼玉支所(入間川2-2-25)へ☎953-6277 たは防衛施設周辺整備協会埼玉支所へお申し込みください。 次の条件に該当し、防音区画改善工事を希望されるかたは、国まました。 ことになりに充実させるため、新しく防音区画改善工事を実施することになり1号) 第4条の規定に基づく入間飛行場周辺の住宅防音工事をさら

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和49年第10



住宅防音工事(新規施策)のお知らせ